

FD 宣言（お客さま本位の業務運営方針）

具体的取組

有限会社モリケン保険サービス（以下、弊社）は、弊社の経営理念・ビジョンに基づき、金融庁の「顧客本位の業務運営に関する原則」を採択し、『お客さま本位の業務運営に関する基本方針（FD宣言）』（以下、本方針）を策定し、以下の通り公表いたします。また、本方針に係わる取組状況を定期的に公表し、本方針を定期的に見直してまいります。

1. 弊社はお客さま本位の業務運営を実現するため、「フィデューシャリー・デューティー（FD宣言）」を以下のように策定・公表します。（原則1）
＜取組概要＞
 - 弊社ホームページや事務所内で公表・掲示いたします。
2. 顧客の最善の利益の追求（原則2）
＜取組概要＞
 - お客さまが望まれる補償をヒアリングし本当に必要な補償を適切にご提供するために、私たちは最新の商品知識や業界情報を取入れキャリアアップを図ります。
 - 自然災害・インフラ災害への事故対応に備えるため、平時より保険会社支払部署との連携を強め、お客さまへは事故対応や補償範囲を出来る限り認識いただくよう説明を行います。
 - お客さまからの問合せなどに安定した対応を行うために業務マニュアルをアップグレードして参ります。
3. 利益相反の適切な管理（原則3）
＜取組概要＞
 - お客さまの最善の利益の為に保険商品の適切な締結・管理を行います。
 - 損保ジャパン専属代理店として保険会社より条件に沿った手数料を受領いたします。
4. 手数料の明確化（原則4）
＜取組概要＞
 - 生命保険など販売手数料が開示されているものは情報を求められた場合に開示します。
5. 重要な情報の分かりやすい提供（原則5）
＜取組概要＞
 - お客さまのニーズ喚起や過去の事故から想定されるリスクをパンフレットや約款、重要事項説明書を使用して助言提言をいたします。
6. 顧客にふさわしいサービスの提供（原則6）
＜取組概要＞
 - お客さまの意向を確認し提供出来る保険商品が本当に適正であるかを理解していただきます。
 - 長期契約などのお客さまへは適切なフォローを行います。（電話・訪問）
 - お客さまが必要とされる他業種の紹介。
7. 従業員に対する適切な動機づけの枠組み等（原則7）
＜取組概要＞
 - 定期的な募集商品・コンプライアンスの研修を行います。
 - 損保・生保大学課程の資格保持者に対する報酬。
 - 年収保・業務評価に対する報酬。

附則

2025年4月3日改訂

本方針は2024年4月19日より実施する。

2024年4月19日制定

改訂履歴：20240419 制定